

議案第67号

鹿児島県税条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年5月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県税条例の一部を改正する条例

鹿児島県税条例（昭和38年鹿児島県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第29条第1項第4号中「の課税額と個人の市町村民税の課税額」を「及び市町村民税並びに森林環境税の課税額」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 森林環境税（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）に規定する森林環境税をいう。以下この項において同じ。）の課税額の総額

第36条第1項第1号イ中「並びにこれらの法人」を「（以下イにおいて「所得等課税法人」という。）並びに所得等課税法人」に改め、「有しないもの」の次に「（所得等課税法人以外の法人のうち次に掲げる法人に該当するものを除く。）」を加え、同号イに次のように加える。

(ア) 特定法人（払込資本の額（法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として令第10条の2で定める金額をいう。以下(ア)及び(イ)において同じ。）が50億円を超える法人（イに掲げる法人を除く。）及び保険業法に規定する相互会社（これに準ずるものとして令第10条の3で定めるものを含む。）をいう。以下(ア)及び(イ)において同じ。）との間に当該特定法人による完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の6に規定する完全支配関係をいう。以下この号において同じ。）がある法人のうち払込資本の額（地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の公布の日以後に当該法人と当該特定法人との間に完全支配関係（当該法人以外の特定法人による完全支配関係に限る。）がある場合その他令第10条の4第1項で定める場合において、当該法人が剰余金の配当（払込資本の額のうち令第10条の5で定める額の減少に伴うものに限る。以下(ア)及び(イ)において同じ。）又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額）が2億円を超えるもの

(イ) 法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものがあるものとみなした場合において当該いずれか一のものとの間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときの当該法人のうち払込資本の額（地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の公布の日以後に、特定親法人（当該事業年度において当該法人と他の法人との間に当該他の法人による完全支配関係がある場合における当該他の法人をいう。以下(イ)において同じ。）と当該法人との間に当該特定親法人による完全支配関係があり、かつ、当該法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものがあるものと

みなした場合において当該いずれか一のものと同該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときその他令第10条の4第2項で定める場合に、当該法人が剰余金の配当又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額が2億円を超えるもの（ケ）に掲げる法人を除く。）

第38条第1項中「第21条の7」を「第21条の8」に改める。

第97条の5第1項中「においては」を「には」に改め、同条第5項中「とき又は」を「とき、又は」に改める。

第101条第1項第1号ア(㊱)中「有するもの以外のもの」を「有しないもの」に改め、同号ア(㊲)を削り、同号イ(㊱)中「有するもの以外のもの 年額 29,500円」を「有しないもの 年額 25,000円」に改め、同号イ(㊲)を削り、同条第2項第1号エ中「有するもの以外のもの」を「有しないもの」に改め、同号オを削り、同項第2号エ中「有するもの以外のもの」を「有しないもの」に改め、同号オを削り、同条に次の1項を加える。

3 ロータリー・エンジンを搭載する自動車については、総容積（一の作動室の容積にローターの数を乗じて得た容積をいう。以下同じ。）に100分の150を乗じて得た数値を総排気量とみなして、第1項第1号及び前項の規定を適用する。

附則第5条の6の2第3項中「同条第14項」を「同条第16項」に改める。

附則第6条の2の3の次に次の1条を加える。

（事業税の納税義務者の特例）

第6条の2の4 第36条第1項の規定の適用については、当分の間、同項第1号イ中「1億円以下のもの」とあるのは「1億円以下のもの（前事業年度の事業税についてアに掲げる法人に該当したものであつて、払込資本の額（法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として令附則第6条で定める金額をいう。）が10億円を超えるものを除く。））」とする。

附則第6条の6を削る。

附則第17条の2第1項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第3項に規定されているものについては、総容積に100分の150を乗じて得た数値を総排気量とみなして、この項第1号の規定を適用するものとする。

附則第17条の2第1項第1号に次のように加える。

サ 電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの 年額 29,500円

附則第18条の2第2項中「第4項まで若しくは第6項から第10項までの」を「第5項まで若しくは第7項から第11項までの」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第29条、第97条の5及び第101条の改正規定並びに附則第6条の6を削る改正規定及び附則第17条の2の改正規定並びに次項及び附則第4条の規定 公布の日
- (2) 附則第5条の6の2及び第18条の2の改正規定 令和7年1月1日
- (3) 第38条の改正規定及び附則第6条の2の3の次に1条を加える改正規定並びに次条の規定 令和7年4月1日
- (4) 第36条の改正規定及び附則第3条の規定 令和8年4月1日

2 改正後の鹿児島県税条例（以下「新条例」という。）第101条第1項第1号イ(サ)の規定は、令和元年10月1日から適用する。

（事業税に関する経過措置）

第2条 新条例附則第6条の2の4の規定は、前条第1項第3号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「3号施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、3号施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 3号施行日以後最初に開始する事業年度（以下この項において「最初事業年度」という。）の事業税（地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の公布の日（以下この項において「公布日」という。）を含む事業年度の前事業年度の事業税について改正前の鹿児島県税条例第36条第1項第1号アに掲げる法人に該当したものであつて、公布日の前日の現況により資本金の額又は出資金の額が1億円以下であると判定され、かつ、公布日から最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了した各事業年度分の事業税について同号イに掲げる法人に該当したものの行う事業に対する事業税を除く。）に係る新条例附則第6条の2の4の規定の適用については、同条中「前事業年度」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の公布の日を含む事業年度の開始の日の前日から鹿児島県税条例の一部を改正する条例（令和6年条例第 号）附則第2条第2項に規定する最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了したいずれかの事業年度分」とする。

第3条 新条例第36条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第1項第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条第1項第1号イ（新条例附則第6条の2の4の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は同号イに規定する所得等課税法人以外の法人で資本若しくは出資を有しないもののうち同号イ(ケ)又は(イ)に掲げる法人に該当するものが行う事業に対する令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税について地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第3条の規定による改正後の地方税法（以下この項において「8年新法」という。）第72条の25、第72条の28又は第72条の29の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「令和8年度分基準法人事業税額」という。）が、当該法人が行う事業に対する当該事業年度の事業税について当該法人を同号イに掲げる

法人とみなした場合に8年新法第72条の25、第72条の28又は第72条の29の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「比較法人事業税額」という。）を超える場合には、当該超える金額の3分の2に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、令和8年度分基準法人事業税額から控除するものとし、当該法人が行う事業に対する令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税について8年新法第72条の25、第72条の28又は第72条の29の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「令和9年度分基準法人事業税額」という。）が、比較法人事業税額を超える場合には、当該超える金額の3分の1に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、令和9年度分基準法人事業税額から控除するものとする。

（自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例第101条第1項第1号イ(㊥)の規定は、令和元年度分の令和元年10月1日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和2年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの同日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方税法等の改正等に伴い、所要の改正をしようとするものである。